

よしだ 議会だより

第114号

令和6年7月発行

〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
吉田町議会
責任者 議長 大石 巖

令和6年第2回定例会	2P
一般質問 6人が町政を問う	6P
委員会報告	12P
令和6年度議会改革の目標	14P
議会の傍聴に行ってみよう!	15P
まちの話題	16P

～ 第41回 吉田町風揚げまつり ～

一般会計・特別会計補正予算 など可決・同意・適任



【令和6年第2回吉田町議会定例会】

専決処分事項の承認4件、条例の一部改正2件、補正予算3件、人事案件2件、発議案3件の計14議案を審議した。全ての議案について原案のとおり可決・同意・適任とした。

また、法令に基づく専決処分事項の報告2件および繰越計算書の報告3件があった。

<町長提出議案>

議案番号	件 名	審議結果
第28号	専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	可決
第29号	専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町税条例の一部を改正する条例)	可決
第30号	専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)	可決
第31号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和6年度吉田町一般会計補正予算(第1号)について)	可決
第32号	吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第33号	吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第34号	令和6年度吉田町一般会計補正予算(第2号)について	可決
第35号	令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	可決
第36号	吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第37号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任
第38号	令和6年度吉田町一般会計補正予算(第3号)について	可決

<法令に基づく報告>

第2号報告	専決処分事項の報告について(和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて)
第3号報告	専決処分事項の報告について(令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更について)
第4号報告	令和5年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
第5号報告	令和5年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第6号報告	令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

＜発議案＞

発議案第1号	議会DX推進特別委員会設置に関する決議について
発議案第2号	吉田町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議について
発議案第3号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

繰越明許費とは

歳出予算の経費に上げたが、年度中にその支出を終わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより、翌年度に限り繰越して使用することができる経費です。

繰越明許費とするには議会の議決が必要であり、令和5年度の繰越明許費（令和6年度に繰越して使用できる経費）については、令和5年第4回定例会（12月）と令和6年第1回定例会（3月）に議決しています。

令和5年度吉田町繰越明許費繰越計算書の主な内容

（令和6年度への繰越総額：3億9,266万円）

款	事業名	6年度繰越額(万円)	事業概要
総務費	戸籍・住民基本台帳事務費	1,545	読み仮名対応戸籍改修事業
民生費	低所得世帯重点支援給付金給付事業費	7,863	住民税均等割非課税世帯への給付および低所得世帯への加算給付
衛生費	地域医療対策事業費	5,000	診療所開設
農林水産業費	用水路改良維持修繕費	13,615	山崎頭首工改修工事請負
	漁港環境整備事業費	2,003	多目的広場工事請負
土木費	吉田町内道路舗装修繕事業費	1,100	大幡大井川線
	橋梁維持補修費	2,492	問屋南橋請負
	大幡川改修事業費	5,041	大幡川河川事業

「専決処分」とは

本来議会が議決すべき事項を、審議の時間が取れないなどの場合に首長が代わって決定することをいいます。決定ののち、次の議会でその内容を議会に報告し、承認を求める必要があります。

ただし、吉田町においては、次の場合などは、議会に報告するだけで、議会の承認を必要としないことを議会が認めています。

- (1) 1件につき町が加入する保険等に定める保険金額の最高限度内においてする和解及びこれに伴う法律上町の義務に属する損害賠償額を決定すること。
(本定例会の第2号報告が該当する。)
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する議会の議決に付すべき契約につき、当該契約を最初に締結したときの契約金額の100分の10に相当する金額（その額が500万円を超えときは、500万円とする。）の範囲内において変更契約を締結すること。
(本定例会の第3号報告が相当する。)

議案内容確認

第28号議案

国民健康保険税条例の一部改正

問 後期高齢者支援課税の限度額増額による保険税増収および軽減措置の拡大による保険税減収を予算上どれくらいと想定しているか。

答 現段階で、限度額増額により、68世帯(※)が対象となり120万円の増収となる。軽減措置は、2割軽減13世帯、5割軽減8世帯合わせて21世帯で48万円の減収を見込んでいる。

国民健康保険税の賦課限度額 ※現時点(被保険世帯3,371世帯)		
	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
後期支援分	22万円	24万円 ※68世帯
介護分	17万円	17万円

令和6年度改正

第29号議案

税条例の一部改正

問 改正後の「ただし町長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり」とはどのような状況か。

答 ①生活保護を受けている場合や、所得が皆無になり、生活が著しく困難となった場合など、条例に規定された減免事由に該当する状況。

②通知(生活保護受給決定など)や証明書(罹災証明書など)によってあきらかな状況。
③客観的に誰がみても、税を支払う能力が完全に失っていると思われる状況。



第2号報告

(専決処分) 和解及び損害賠償額の決定

問 3件の事故(除草時の小石飛び・交通事故・陥没道路事故)報告である。町民の安全確保から、安全対策は事故を二度と起こさないという意識をグループ全体で持つて行うもの。町は事故後、安全対策を行うと報告するが、事故が繰り返される状況をどう考えるか。

答 町は以下の対応を行っている。
都市環境課 除草作業現場の注意事項は、事前と当日朝に確認。事故後は作業者と現場検証後、他の作業者と共通認識を持つている。
建設課 定期的な道路パトロール、通勤時などでの道路確認。4年8月から始まったライン通報システムからの情報への早期対応を行い、できる限りの事故防止対策に努める。

令和6年度吉田町一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出にそれぞれ1,149万円を追加し、総額132億9,149万円とする

【主な補正】

歳入	1,149万円	県支出金 (静岡県知事選挙費委託金)
歳出	1,149万円	総務費 (県知事選挙費)

令和6年度吉田町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ10,844万円を追加し、総額133億9,993万円とする

【主な補正】

歳入	4,850万円	県支出金 (介護サービス提供体制整備促進事業費補助金)
	4,108万円	諸収入 (新型コロナワクチン接種助成金)
歳出	4,850万円	民生費 (介護サービス提供体制整備促進事業費補助金)
	5,989万円	衛生費 (予防接種委託料)

歳入

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金

問 介護サービス提供体制整備促進事業費補助金はさまざまな補助メニューがある。認知症グループホームの現状9人を18人へ増設する経緯は。

答 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者のための地域密着型サービス、認知症対応型共同生活の充実を図るため介護グループホーム施設の整備を進める。



介護サービス提供体制
整備促進事業費

問 受け入れ人数9人から18人への拡大を希望する業者の公募は民間も可能か。選定基準はどう考えるのか。

答 町内外問わず広く公募する。募集要項に基準を定めて公募する。

問 施設入居の相談件数は令和になり増加しているのか。

答 件数は持っていないが、認知症の症状が出た時や予防から、専門職が介入し在宅を長く続けられる相談ができる過程を作り上げるのが理想と考える。

予防接種委託料

問 今回のワクチン接種者の対象世代を定めた理由は。

答 国の方針として示されているため。

問 対象者に通知が送られると聞いた。ワクチン健康被害の話も聞か、国からのお知らせにはデメリットなど示したものはあるのか。

答 通知は、接種期間、自己負担額、接種方法、接種医療機関などのお知らせとなる。健康被害については現在、国から示されているものはないが、多少載せられるかは検討したい。

新型コロナワクチン接種は集団接種から個別接種に変わります。

○接種できる回数・期間
年1回 秋冬実施予定

○接種費用
自己負担あり（金額は未定）

○接種対象者
1. 65歳以上の高齢者
2. 60歳から64歳までの重症化リスクのある方

○吉田町お知らせ通知対象者
1. 令和5年9月20日～令和6年3月31日の間に接種された65歳以上の高齢者
2. 今年度65歳に到達する方

※接種対象者の方は吉田町からの通知が無くても、個別に接種医療機関に予約することで接種可能です。

令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出にそれぞれ682万円を追加し、総額26億8,946万円とする

【主な補正】

歳入	682万円	国庫支出金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）
歳出	682万円	総務費（電算処理委託料など）

電算処理委託料

問 今回の委託は、紙の保険証のマイナンバーカードへの一体化にともなう改修である。しかし、マイナンバーカードの取得は任意であること、6年12月2日までに発行される紙の保険証は1年間利用可能である中、今回の改修のタイミングは妥当なのか。

答 今回の改修の目的は

①マイナンバー4桁を含む加入者情報の通知作成
②資格情報の内容確認
③マイナンバーがない方へ発行する資格確認書交付
である。国から10月までに①を被保険者へ通知せよとの通達があることから妥当である。



令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出にそれぞれ36,694万円を追加し、総額137億6,688万円とする

【主な補正】

歳入	36,694万円	国庫支出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
歳出	26,984万円	総務費（定額減税補足給付金給付事業費）
	9,250万円	民生費（住民税非課税世帯等臨時給付金）

電算処理委託料

問 税務課の定額減税補足給付金の支給は9月下旬から、福祉課の6年度住民非課税世帯等臨時給付金などは8月中旬からである。この差は何故か。

答 税務課は納税義務者

数だけで6,500人が見込まれ、福祉課担当に比べ対象数が多く、職員による確認作業に時間がかかるため、支給が遅くなる。

問 対象者を抽出する精度を上げるために、電算処理を外部に委託している。職員の確認作業は必要か。職員の作業量増加につながるのか。また、支給の遅れは受給者にとっても不利ではないか。

答 電算処理の結果は正しいと考えているが、扶養親族の数により計算が変わることから、丁寧に確認している。

question

問

エルタックスの利用状況は

answer

答

4年度と比較して進んでいる

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）について、言葉は見聞きしたことはあるが、実際どのようなのか知らない方が多い。そこで当町のDXについて進捗状況と今後の活用を質問した。

問 自治体フロントヤード改革推進における

「書かないワンストップ窓口」の現状と今後の取り組みは。

答 庁内組織である吉田町情報化推進委員会の

下部組織として、昨年9月に「行政手続のオンライン化の推進に係る専門部会」を設置。「書かない窓口」の調査検討を始めた。

フロントヤード改革に関する取り組みは、町民の皆さまの利便性の向上に向けデジタル化に対応した窓口のレ

【用語解説】

フロントヤード改革とは、住民と行政の接点である「フロント」いわゆる「窓口」について、インターネット利用などによる非対面申請を含め、対面でも「書かない」「待たせない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とした総合的な取り組み。

問 町のHPに掲載されている以外にもオンライン申請できるものがあると考え。今後の取り組みは。

答 町は、「子育て」「介護」「被災者支援関係」の27の手続がオンライン申請可能となっている。

昨年4月からは、転出届の提出や転入予定の連絡についてマイナポータルを経由した手続きが可能である。また、町立図書館の本の貸し出し予約、各種イベント申し込み、アン

ケート調査など行っている。今後も積極的に推進していく。

問 eLTAx（以下エルタックス）の利用状況は。

答 エルタックスを利用した町税の納付状況について、5年度の決算見込み額は、固定資産税と都市計画税が、約

6,300件、約11億4,600万円、軽自動車税が、約2,100件、約1,600万円

となっている。4年度と比べて窓口納付の割合が減少していることからエルタックスの活用は進んでいると判断する。

問 町のデジタルデバイス（情報格差）対策は。

答 スマートフォンを利用できるように「初心者向けスマホ教室」を開催した。情報通信機器に興味のない方、

持っていない方に対しても不利益が生じることのないよう事業を実施していくことが、この対策であると考えている。



吉田町役場1階 窓口



議員 増田 剛士

町政を問う

question

問

町民意識をゴミ減量に向ける具体策は

answer

答

モデル地区を設け、その成果を広げる

総合計画基本計画の分野の成果指標となる目標値の設定理由などについて前回一般質問を行った。今回はその第2弾で、目標値設定の考え方や目標達成に向けた業務の進め方について「ゴミ減量化」を題材に質問した。

問 総合計画基本計画の

分野「ゴミ減量・リサイクル」の主な成果指標の「一人一日当たりの可燃ごみの排出量」の目標値を4年度の現状値から4年間で約23%減としている。目標達成に向けての施策は。

答 減量対象を紙・布類、

木・竹・わら類に的を絞り、町民への働きかけや意識を高める取り組みを強化する。

問

3月の同様の質問に対して、衣料などのための回収ボックスを主



清掃センター
さんあーる

答 取組姿勢は基本的に

は変わっていない。

要な公共施設などに設置する。そして、各家

庭からの生ごみの水切りの周知、加えて生ごみ処理機器などの設置補助金制度の活用をアピールすると答弁した。前回と今回の答弁の違いは。

問 布類の回収ボックス

はいつ設置するのか。

答 事業者と相談した結果、

予算が必要であることが判明し、現在検討中である。

問 生ごみの水切りは目標の約23%のゴミ減量

にどのくらい寄与すると考えているか。

答 ちゅう芥類の量から

約1.5%程度と考える。

問

生ごみの水切りはやるべきだが、それだけでは目標達成にほど遠い。データ分析によって多くの気づきが出て今回の答弁となったと思う。今後も担当者で目標達成のための議論を重ねてほしい。

答 町民意識を変えるには職員が組長会議や常会

に出て、町の真剣な姿勢を理解してもらう必要がある。町民への働きかけの具体策は。

答 特定の自治会または町内会の人たちにゴミ減量化先進地を体験してもらい、自分たちがやるという強い意識を持つってもらう。来年度からそこをモデル地区とする予定である。

ゴミ質分析結果（清掃センター測定結果）

ごみの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙、布類	46.3%	56.2%	41.5%
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	19.0%	16.2%	11.4%
木、竹、わら類	24.5%	21.2%	44.1%
ちゅう芥類	9.3%	5.5%	2.1%
その他	2.9%	1.0%	0.9%

※清掃センターで年4回行ったゴミ質分析の年度平均値



ひらの 野 積 議員

question

問

教職員校務DXの推進、その進捗は

answer

答

今秋にシステムのクラウド化を準備中

吉田町TCPTリビンスプランが6年度より新たに見直し・検討を加え実施されている。主に現状の一人一台端末の活用や学校校務のDX化、増加傾向の外国人児童生徒・家庭に対するケアなどについて質問した。

問 学校教職員の負担軽減について、校務のDX化でどのように変わるか。またその進捗は。

答 10月以降に稼働できるよう、クラウド型校務支援システムの構築準備を進めている。

校務系と学習系の情報連携が可能になり、各種データの収集・分析・加工が自動的に行えるようになる。児童・生徒一人一人のデータが数値やグラフなどで分かりやすく可視化でき、結果として教職員の負担軽減と



小学校社会科副読本

もに子どもたちに向き合う時間が増え、よりきめ細かな指導につなげるものと考えている。

問 将来的に保護者が学校の様子をスマートフォンなどで確認でき、連絡の簡素化・負担軽減につながるのと

ことだが、その具体的なイメージは。

答 校務支援システムのクラウド化により、自分の子どもの出欠状況や学習状況を閲覧することができるようになる。また、児童生徒の情報が一元的に管理され、保護者からのアクセスも容易になり、連絡調整の簡素化・負担軽減につながる。

問 増加傾向の続く外国人児童・児童にに対し、今後の地域共生のため町への愛着や郷土意識を持つてもらう施策はあるか。

答 外国人児童生徒は5月時点で94人。国籍に関わらず、全ての子どもたちが学ぶ「吉田探求」がその施策である。また、小学校3・4年の社会科副

吉田町教育元気物語「TCPTリビンスプラン」(令和6年度～)

【TCPTリビンスプラン】とは
教職員(Teacher)、子供(Children)、保護者(Parents)の三者(Tri)が共に利益を得る(win-win-win) 三善共益となるよう、さまざまな施策を盛り込んだプランで、町の教育方針として定めたものです。

C children
子供の「確かな学力」を保障する環境づくり
・魅力ある授業づくりのための支援
・ICT環境の整備
・部に応じた支援の充実
・外国語学習支援
・学力力と郷土愛を育むための支援
・幼保小中のつながりがある教育の推進
・授業に集中できる快適な教育環境の整備



QRコードから閲覧が可能です

T Teacher
教職員が授業等に専念できる環境づくり
・放課後の時間の活用(教育課程の工夫)
・学校開庁日の設定
・校務支援のための環境整備
・コミュニティスクールの推進
・児童生徒の適応支援
・部活動の地域移行の推進

目標
子供、教職員、保護者が共に元氣になり、三者にとって魅力ある教育を実現する。

P Parents
保護者が安心して子育てできる環境づくり
・放課後・休日の子供の居場所づくり
・学校給食の実施日の最大化
・給食体制の充実
・学校と家庭との連携
・家庭教育への支援



もり じゅん いち ろう 議員
盛 純 一 郎

外国人児童生徒は5月時点で94人。国籍に関わらず、全ての子どもたちが学ぶ「吉田探求」がその施策である。また、小学校3・4年の社会科副読本「わたしたちの吉田町」も町を知ってもらうことに有用である。なお、町ホームページから誰でも閲覧できるようにした。

町政を問う

question

問

当町にとって、大井川の水の重要性は

answer

答

まさに「命の水」大変重要なもの

大井川の水は吉田町にとって、農業・工業・水産業、生活そのものに至るまで、欠かすことの出来ない天然の資源である。その水の保全是、リニアに賛成反対を問わずとも重要なことだと考え、町の考えを聞いた。

問 当町にとって、大井

川の水の重要性について、どのような認識か。

答

生活用水の全てを大井川の伏流水である地下水を利用して生活している。また、地下水を活用した養鰻業、豊富な地下水を求めた大手企業、水田その他の農業にも大井川用水が利用されている。

いずれの産業にも大井川の水資源から大きな恩恵を受けており、まさに「命の水」と言っても過言ではなく、大変重要なものである。

問

大井川流域市町首長

会議では、リニア工や水問題について、どのような主張をされているのか。



悠々と流れる大井川の清流

答

当町が大井川の最下流域であり、上流部からの「水路」が分からないことから起こりうる「水量が減少し地下水の涵養不足による塩水化や、水質悪化の懸念」などや、水量減少から、「返せる水があるのなら一滴でも多くの水を大井川に戻してほしい」と訴えてきた。また、ＪＲ東海に対して、流域市町と連携して、公共工事に係る損失補償の期間を設けないことと、国が関与することを主張してきた。

問

岐阜県瑞浪市で、共

同水源や井戸、ため池など14カ所で水位の低下が確認され、ＪＲ側もリニア工事が原因だと認めた事象について、どう捉えたか。

答

今後静岡工区においても起こりかねない事象であると捉えている。モニタリング井戸の水位が減少し始めたにもかかわらず、ＪＲ東海の岐阜県に対して報告が遅かった上、工事中断などの対応策が遅かったことが問題であると捉えている。

問

新事知事にリニア工

に伴う水問題について、どのような対応を期待されるか。

答

課題解決に向けた議論を進めるため引き続き県専門部会を継続し、科学的・工学的な観点からの議論を期待する。また、ＪＲ東海に対し、工事前から完了後における地下水の確実なモニタリング調査や「工事中の突発湧水の異常」など、不測の事態に対する早急な対応についてご指導いただくことを期待している。



議員
おおいしひろゆき
大石裕之

question

問

子どもの貧困対策に町の支援は

answer

答

4つの柱に基づき支援をしている

「吉田町子ども・子育て支援事業計画」（吉田町次世代育成

成支援行動計画）の計画期間は6年度までである。

新たな本計画の策定についてと次世代育成支援行動計画
の中の子どもの貧困対策について質問した。

問 次期計画を策定する

にあたり、アンケート

調査の対象者を子育て

世代の全家庭を対象と

しなかった理由は。

答 全数調査ではなく、

調査の対象として就学

前の子どもがいる世帯

から600世帯、小学生が

いる世帯から400世帯を

それぞれ無作為に抽出

した標本調査を採用し

た。標本調査は、合理

的であり、前回調査と

比較分析が可能であ

る。全数を調査対象と

しなくても有効な調査

結果を得られる。

問 アンケート結果より

「子どもの貧困」に対

する課題は。

答 このアンケート調査

は、教育・保育や地域

子ども・子育て支援事

業に係る需要の将来性

を把握するものであり、

潜在的なニーズやサー

ビスの利用・意向など

の傾向を把握するため

であり、貧困対策に関

するものではない。

問 国の「子どもの貧困」

対策に4つの柱がある

が、町はどう対策を

取っているか。

答 「教育の支援」、「生

活の安定に資するため

の支援」、「保護者に対

する職業生活の安定と

向上に資するための就

労の支援」、「経済的支

援」の4つの柱がある。

「生活の安定に資す

るための支援」には、

妊娠・出産期の支援と

子どもの生活支援があ

り、子ども食堂や児童

館、放課後児童クラブ

の運営をしている。

問

「子どもの貧困」対

策の取り組みの中の子

ども食堂の利用状況は。

答 「子ども食堂」は吉

田町社会福祉協議会が

年5回実施し、子ども

は無料で食事を提供し

ている。利用勧奨には

社協だよりや吉田町社

会福祉協議会や町に相

談にいられた方へ個別

に案内をしている。

問

子ども食堂開催のた

めに、民間企業などへ

の声掛けは。

答 声掛けをしたが、町

からの補助がないと難

しいと意見があった。

民間企業などから開催

の声は出なかった。



議長 代 昌 田 まさ 田 まさ 代 昌 田 議長



町政を問う

question

問

生活を守る安全な水の確保は

answer

答

自己負担で水道管を引けば利用できる

吉田町には上水道が利用できていない区域がある。何軒かのお宅では井戸水しか使用していない。町は、町内は全域が給水区域であり、町内において整備しない区域、軒数はないと答えている。その矛盾を聞いた。

問

町は、町内は全域が給水区域であり、町内において整備しない区域、軒数はないと答えているが、水道を利用できていないお宅がある。何軒あるか確認しているか。

答 前面道路に水道を引いていない箇所もあることは確認しているが、近くの道路まで水道管が入っている。分岐して家の前の道路まで自己負担で水道管を引いてくれば、どこでも水道を利用できる。

問

井戸水しか利用していない家があることを高齢の方々に聞いた、皆一様に驚いていた。どのように感じるか。

答 水道事業は、我々行政としては公共性、公平性といったものをバロメーターとして行っていくということをも十分に認識している。公平性をみながらも健全な経営を合わせて行っていく必要があると考えている。

問

町の水道の原水は地下80〜100メートル、井戸水は8〜10メートルの深さから供給される。川尻の水汲み場では地下水が自噴している。ここでは、J Aが毎年水質検査を行い、検査表を貼ってくれている。そこで安全な水が担保される。井戸水には六価クロムの問題などがある。水質検査を行うような状況を作ってほしい。

答 井戸水を使っている方の水質検査は井戸を所有している方が水質検査を行うことが望ましいとされている。個人個人でやっていただくということである。町が責任を負うことはない。

問

人口減少や生活機材の省力化などにより予想される、給水量の減少および対策は。

答 4年度と比較して15年度には、約9.1%減少

すると予測される。対策は、施設の統合や小さい施設に変えていくダウンサイジングにより効率化を検討していく。



川尻水汲み場と水質検査表



やま うち ひとし 議員
山 内 均

産業建設常任委員会報告

調査事項

空き家等対策の推進について

調査の目的

住民の生活環境の支障となる空き家等に対し、適切な管理や利活用について調査・研究をする。

背景

住宅・土地統計調査（総務省）によると、5年10月1日全国の空き家の数は900万戸、静岡県は90万戸、静岡県の空き家の数は、29万5千戸。県は4年度「空き家バンク」を創設。

委員会の活動計画

調査対象となる自治体を比較検討しながら、近隣自治体の取り組みを調査していくことを決定した。

- (1) 袋井市
(2) 掛川市
(3) 藤枝市
(4) 富士市

活動の記録

6年3月12日

(1) 「吉田町空き家対策協議会」の説明を受けた。

①設置目的は、

空き家等対策計画の作成及び変更・実施に関することを所管する。

②委員の構成は、

特定空き家に対する意見や空き家の活用について検討をしていただくため、県弁護士会、県司法書士会、県家屋調査士会、吉田町社会福祉協議会、牧之原警察署など、多くの団体からの推薦により選出された。

③6年3月18日、第1回協議会を開催予定。

(2) 説明に対する質問。

問 吉田町空き家等対策計画策定が遅いと思われるが。

答 計画期間は3年から12年である、早めにと考えている。

6年4月11日

(1) 都市環境課からの説明「空き家対策協議会について内容の確認を行った。」

①空き家の戸数の把握について

(2) 3月12日に行った町内「空き家」の視察の感想を各自発表した。

①空き家には移住定住につながる可能性を持った家が多い。

②管理されていない、対策が必要な空き家も見受けられた。

③吉田町が把握している空き家57戸より多くの空き家が想定される。町全体としての空き家の認定が必要。

④空き家対策には、空き家の判定基準を示し、空き家の判定を行い、状況を把握して対策を行うことが必要ではないか。

6年5月13日

富士市役所を訪問し、視察調査を行った。

担当課 富士市都市整備部住宅政策課

質問の内容と回答

問 空き家対策について、開始の時期、背景と目的は。

答 国が平成26年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定。平成27年5月に全面施行。これを受け、平成29年に富士市空き家等対策協議会を設立。令和3年3月空き家条例を制

定。今後の空き家対策の方向性や施策展開のあり方を見直すことが目的。

問 空き家の調査方法と数は。

答 富士市空き家実態調査を行った。

その結果、一戸建て空き家2,228戸。管理不全空き家813戸。特定空き家8戸。（4年4月現在）

問 空き家バンク制度の対応と数は。

答 空き家バンク制度とは、市が仲介宅建業者と協力して所有者と利用者をつなげる手伝いをする制度。

平成30年から令和3年まで17件対応。目標値令和7年、20件。

問 補助金制度は。

答 リフォーム支援制度。空き家の解体に補助金制度。



委員長 山内 均

総務文教常任委員会報告

調査事項

重層的支援体制について

6月5日

指名推選により蒔田昌代委員を副委員長に決定。

新たな調査事項を地域福祉の重層的支援体制についてと決定。

【調査の目的】

町は、第6次吉田町総合計画第5章の地域福祉の分野において、ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮せるまちを目指し、施策として地域福祉意識の高揚と活動の推進・福祉ネットワークの強化を掲げており、また、第4期となる地域福祉計画の基本目標2として「だれもが安心して利用できるサービス」の充実」を掲げている。

そこで、福祉分野において町民に対する相談支援体制の一層の充実が求められる中、多様かつ複雑化した支援ニーズに対応するため

の重層的支援体制の現状と課題を調査・研究する。

【調査方法】

執行部から説明員の出席および資料提供を求め、現状と課題を検証する。

・重層的支援体制の取組について、各委員から出た重点説明希望内容を踏まえ、7月下旬に福祉課から説明を受けることとした。



6月5日 委員会 会議撮影



調査対象の地第4期地域福祉計画については上記QRコードから参照下さい。

発議案第3号

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書 全会一致で可決

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の採択を求める陳情書が梅田欣一弁護士(静岡県弁護士会会長)から提出され、議会運営委員会にて協議した結果、委員会として発議し、議会で可決した。

「陳情理由抜粋」
やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続きを定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。

現行法には、再審請

求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく裁判所の広範な裁量にゆだねられている状況にあります。

〔中略〕

そこで、日本弁護士連合会は、元年10月4日人権擁護大会において、再審請求手続における全面的証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める

決議を採択しました。

再審法は速やかに改正すべきと考え、意見書採択の陳情をいたします。

議会運営委員会では、陳情内容と意見書内容を精査し、当該弁護士会に詳細説明を求め、6月6日、全員協議会にて説明を受けた。

議会最終日、発議案第3号を全会一致で可決した。

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律(刑事訴訟法第四編「再審」)上の規定は、僅か19条に過ぎず、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判に行うため、検察官にも有罪証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

【 ありて】

静岡県静岡市駿河区吉田町議会

令和6年度 議会改革の目標

議会は、議会基本条例 第6章 議会改革の推進 第13条「議会は、議会改革の推進のため、年1回議会改革の進捗や成果について、自己評価をし、公表しなければならない。」に沿って、前年度の議会改革の目標評価を踏まえて、新年度の議会改革の目標を決めています。

目 標	取 組 目 標
町民意見の反映	多様で幅広い層の町民意見を議会活動に反映できるよう、広聴や意見聴取の新たな方法を検討し、実施する。
ICT 活用の推進	ICTを活用した議会活動を議論、推進する。
議員定数の改正	吉田町議会に適した議員定数について協議する。

- ※ 6年度末に議員の協議により議会としての評価を決定する。
 ※ 評価基準は『設定以上にできた ⇒ ◎、設定どおりにできた ⇒ ○、設定には足りなかった ⇒ △、出来なかった ⇒ ×』



特別委員会の設置

議会DX推進 特別委員会

【目的】

国は、自治体DXを推進し当町においても町の業務や町民対応に資するためDX化の推進が図られている。

一方、吉田町議会はDX化に対応する準備が整っていない。そこで、議会活動のデジタル化、インターネット

活用の推進を図るため、議員のスキル向上及び議会DX推進を目指す調査研究のため特別委員会を設置する。

【委員会の構成】

委員長 蒔田昌代
 副委員長 増田剛士
 委員 楠元由美子
 平野積
 大石巖

吉田町議会議員定数等 検討特別委員会

【目的】

令和5年の統一地方選挙において、吉田町議会選挙は無投票で当選者が決定した。そこで、吉田町の現状に適した吉田町議会議員定数等を調査研究するための特別委員会を設置する。

【委員会の構成】

委員長 八木栄
 副委員長 大石裕之
 委員 福世義己
 平野積
 蒔田昌代
 大石巖

※各特別委員会の構成は希望者によって構成することで決定しました。

委員会について

委員会には、常任委員会、特別委員会および議会運営委員会があります。

（常任委員会）

吉田町では、総務文教常任委員会と産業建設常任委員会の二つがあり、議員はどちらかの常任委員会に所属することになっています。

（議会運営委員会）

議会を円滑にかつ効率的に運営するために置かれる委員会です。議会運営の責任者である議長の諮問的な性格を帯びた機関です。

（特別委員会）

特定のことがらを審査・調査するため、必要に応じて議会の議決により設けられます。調査期間は、調査終了までとしています。当町では、昨年5月から議会広報特別委員会が設けられています。



議会の傍聴に行ってみよう!



- 毎年 3 月・6 月・9 月・12 月に開かれる定例会と、不定期で開かれる臨時会があり、本会議と委員会は、原則として公開しています。
- 簡単な手続きで、どなたでも傍聴することができます。
事前申し込みは必要ありません。
- 傍聴席では、飲食、喫煙、写真撮影、録音のほか、拍手やおしゃべりなどは禁止されています。携帯電話、スマートフォンなどの使用はできません。
- 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- 車椅子でお越しになる方は、事前にご連絡ください。



議会の傍聴をするには



1 庁舎 4 階の議会事務局にお越しください。

〈議会事務局窓口〉



2 「傍聴券交付申請書」に、名前と住所を記入し提出します。その場で、傍聴券が交付されます。

〈傍聴券交付申請書〉

記入例



3 庁舎 5 階に移動し、傍聴席入口よりお入りください。

〈傍聴席入口〉



4 傍聴席にお座り下さい。(座席指定はありません。一般席と報道関係者席に分かれています。)



5 傍聴券の裏面の注意事項をご確認の上、議会開会までお静かにお待ちください。

〈傍聴券交付申請書裏面〉



議会傍聴の Q & A

Q1 予約は必要ですか？

A 事前申し込み不要で、どなたでも傍聴できます。

Q2 年齢制限はありますか？

A ありません。

Q3 吉田町民しか傍聴できませんか？

A 町民以外の方でも、外国籍の方でも傍聴できます。

Q4 携帯電話を使用することはできますか？

A 出来ません。必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。

Q5 写真撮影は可能ですか？

A 写真、動画撮影や録音は禁止です。

Q6 はちまきをして入場しても良いですか？

A はちまきや腕章、たすきなどは禁止です。

Q7 会議の途中から入場はできますか？

A 会議中の出入りは可能ですが、審議の妨げにならないように、お静かにお願いします。

Q8 ペットボトルの持ち込みはできますか？

A 飲食はできません。

Q9 傍聴席から議員や町長に声を掛けたい。

A 話しをしたり、騒いだり、拍手をしたりすることは禁止されています。

第3回定例会（9月）のご案内

令和6年第3回吉田町議会定例会は9月2日（月）に開会予定です。
傍聴はどなたでもできます。当日役場4階議会事務局にて受付を済まし、5階傍聴席へご入場ください。お待ちしております。

問い合わせ先 議会事務局 33-2141

まちの話題



4月29日 吉田公園
第32回「吉田町みどりのオアシスまつり」



5月9、10、11日 住吉会館
「わっぱ宿」



5月19日 川尻会館
「川尻区文化祭」



5月23日 吉田中学校
「活力祭」



6月15・16日 片岡会館
「片岡区ふれあい文化展」



6月23日 吉田町総合体育館
「第2回中西部地区空手道大会」

議会広報特別委員会

委員長 楠元由美子
委員 大石 裕之

副委員長 平野 積
福世 義己 三輪美由紀 増田 剛士